

神奈川大学に対する改善報告書検討結果

＜大学評価実施年度：2021年度＞

＜改善報告書検討実施年度：2025年度＞

神奈川大学から改善報告書の提出を受け、本協会は改善に向けた大学全体の取り組み及び5点の改善課題の改善状況について検討を行った。その結果は、以下のとおりである。

＜改善に向けた大学全体の取り組み＞

前回の大学評価の結果及び自己点検・評価の結果を踏まえ、2021年度に「自己点検・評価全学委員会」において、改善に取り組むための方針や体制整備の必要性の確認を行うとともに、「教育研究活動に関すること」及び「内部質保証体制及びシステムに関すること」の2つに観点を分けて、改善に向けた検討を開始した。

「自己点検・評価全学委員会」が中心となって、「教育研究活動に関すること」については、2022年度に同委員会より全学部・研究科に「自己点検進捗確認シート」の提出を依頼し、各組織の教育研究活動及び改善課題の改善に向けた取り組みの確認を行うとともに、「内部質保証体制及びシステムに関すること」については、自己点検・評価の客観性を高めるために半数以上を外部有識者で構成する「神奈川大学大学評価委員会」を設置するなど、改善に向けた取り組みを遂行した。

以上のように、「自己点検・評価全学委員会」のもとで本協会からの指摘やその他の課題に対する改善を行うための仕組みを整備し、大学全体で計画的に取り組んでいることが認められる。ただし、今回の改善報告書において、改善に向けた取り組みの成果が十分でない事項については、引き続き改善に取り組むことが求められる。

＜是正勧告、改善課題の改善状況＞

提言の改善状況から、改善の成果が概ね表れているといえる。

改善課題については、研究科における学習成果の可視化に向けた取り組みの問題や研究科の定員管理の問題に関して、今後もさらなる改善に努めることが求められる。

個別の提言への改善に向けた大学の取り組み及びそれに対する評価は、各提言に対する検討所見のとおりである。なお、前回の大学評価時には指摘対象となっていなかった事項について、今回の改善報告書提出時には提言に相当する問題が生じているため、検討所見を参照し、次回の大学評価に向けて改善に取り組むことが求められる。

1. 是正勧告

なし

2. 改善課題

No.	種 別	内 容
1	基準	基準2 内部質保証
	提言（全文）	「教学改革委員会」と「自己点検・評価全学委員会」との関係や、「教学改革委員会」と各機関・部門との関係性が体系的に整理されておらず、権限・役割分担の明確化が不十分である。「自己点検・評価全学委員会」によるマネジメントが機能しておらず、実質的な内部質保証は各機関・部門における個別対応が基礎となっているため、適切に内部質保証体制を整備したうえで、これを有効に機能させるよう改善が求められる。また、内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を実施する体制を体系的に整理し、点検・評価の結果をもとに内部質保証システムの改善・向上につなげることが求められる。
	検討所見	内部質保証に係る委員会等の関係性や権限・役割分担が明確化されていないこと、そして「自己点検・評価全学委員会」によるマネジメントが機能していないなどの課題に対し、自己点検・評価の体系的な実施と組織間の連携を図るための「教学マネジメント全学委員会」を設置するなど、内部質保証に係る新しい体制を構築した。また、「教学マネジメント全学委員会」を中心に新たな内部質保証システムが動きだし、機能し始めていることから、改善が図られていると判断できる。
No.	種 別	内 容
2	基準	基準4 教育課程・学習成果
	提言（全文）	経営学部を除く各学部及び研究科では学位授与方針に定めた学習成果と学習成果を把握するための手法との関連性が明確ではないため改善が求められる。
	検討所見	学部において、2023年度より「自己点検・評価全

神奈川大学

		<p>学委員会」のもとで学位ごとの学位授与方針と授業科目との関係を整理するとともに、「教育支援センター」の専門部会での検討を経て学位授与方針に定めた学習成果の達成度を「学修レポート」を通じて確認できる学習成果の可視化システムを 2025 年度から導入し、学位の種類ごとに応じた学習成果の測定を可能とした。また、それらのデータを教育改善や学習指導に活用することも想定されており、学習成果の把握について改善が認められる。</p> <p>しかし、研究科においては学習成果の可視化に関する諮問等も行われているものの、改善に向けた十分な取り組みの実施には至っていない。改善に向けた取り組みを継続し、学士課程と同様に、成果へ繋げることが求められる。</p>
No.	種 別	内 容
3	基準	基準5 学生の受け入れ
	提言（全文）	<p>収容定員に対する在籍学生数比率について、工学部物質生命化学科で 0.86 と低いため、学部の定員管理を徹底するよう、改善が求められる。</p>
	検討所見	<p>大学評価時に指摘のあった工学部物質生命化学科について、「基本問題委員会」での審議の結果を経て、2023 年度より学生の募集を停止するとともに、当該学科を基礎とし、生物と一部の応用分野を加えた化学生命学部を新たに開設した。完成年度を迎えていないものの、当該学部の収容定員に対する在籍学生数比率は 1.01、同応用化学科は 0.96、同生命機能学科は 1.09 であり、改善が認められる。</p> <p>なお、開設後間もないものの、情報学部先端情報領域プログラムにおいて、入学定員に対する入学者数比率の平均が 1.26、収容定員に対する在籍学生数比率が 1.34 と高くなっているため、是正に向けた検討が望まれる。</p>
No.	種 別	内 容
4	基準	基準5 学生の受け入れ

神奈川大学

	提言（全文）	<p>収容定員に対する在籍学生数比率について、歴史民俗資料学研究科博士後期課程で 4.56 と高く、法学研究科博士前期課程で 0.25、同博士後期課程で 0.11、経済学研究科博士前期課程 0.15、同博士後期課程で 0.08、経営学研究科博士後期課程で 0.11、理学研究科博士前期課程で 0.36 と低いため、大学院の定員管理を徹底するよう、改善が求められる。</p>
	検討所見	<p>収容定員に対する在籍学生数比率について、法学研究科博士前期課程、経済学研究科博士後期課程、理学研究科博士前期課程、歴史民俗資料学研究科博士後期課程で改善が認められる。</p> <p>しかしながら、法学研究科博士後期課程は 0.11、経済学研究科博士前期課程は 0.40、経営学研究科博士後期課程は 0.11 と依然として低いため、改善が認められない。</p> <p>また、大学評価時には改善課題ではなかったものの、経営学研究科博士前期課程における収容定員に対する在籍学生数比率が 0.20 と悪化しているため、大学院の定員管理を徹底するよう改善が求められる。</p>
No.	種 別	内 容
5	基準	基準 10 大学運営・財務
	提言（全文）	<p>大学運営に関する S D を教員に対して実施していないため改善が求められる。</p>
	検討所見	<p>オンデマンド研修の利用体制を整備し、教員に対する大学運営についての S D に取り組むなどしており、一定の改善が認められる。</p> <p>なお、S D の定義や業務上での位置付け等、S D 研修の体系的な制度化については検討段階であるため、引き続き改善に取り組み、成果につなげることが望まれる。</p>

<再度報告を求める事項>

なし

<弾力的措置にかかる要件の充足状況>

弾力的措置にかかる要件	前回の評価結果 における提言	改善状況
ア) 基準 2 「内部質保証」に関し、是正勧告及び改善課題のいずれも提言されていない。	有 (改善課題)	○
イ) 基準 4 「教育課程・学習成果」に関し、是正勧告が提言されていない。	無	—
ウ) 基準 4 「教育課程・学習成果」の学習成果の測定に関しては、改善課題も付されていない。	有	×

以上